

第2回控訴審(2010年11月17日)報告

報告会の様子

控訴人準備書面(2) 紹介

控訴人準備書面(3) 紹介

「ジョニ・カムバック」完成試写会&ジョニ・Hライブ報告
(2010年12月17日)



○東京高等裁判所 第3回控訴審は

2010年12月21日(火)824号法廷、午後1時半～

そのあと午後2～4時、弁護士会館5階503号室で報告会。

第2回控訴審 報告(2010年11月17日)(824号法廷)午後3時～



直前の審理が早く終わったのか、法廷の部屋は裁判開始5分ほど前に開かれ、早くからお集まりみなさんが待ち構えていたように、入っていききました。

予定より数分早くはじまり、はじめは30数名、しかし、すぐに席がほぼ埋まっていきました。

大勢の傍聴、どうもありがとうございました。

法廷でのやりとりでは、はじめに、裁判長から、右陪臣の裁判官が交代になった旨の説明がありました。そのあと、こちら控訴人側が、証人申請の書類を提出する予定であること、また準備書面が今回、一部間に合わず、このあと提出する旨を伝えている件について、その大まかな内容の確認が行われました。

控訴人(足田)側が準備している証人申請について、これは「体罰」事件に関わる被控訴人(都)側の事項報告で使われた事情聴取の内容と方法の虚偽を指摘するものですが、これについて、被控訴人側が、足田教諭に対する処分は懲戒処分ではなく分限処分だから、事件を詳細に確認する必要はないと述べました(詳しくはこのメ-ルの末尾をご覧ください)。

いかなる処分でも、およそ根拠として提出されている文書が捏造されたものであれば、その処分事態の正当性がくずれるのですから、それは分限処分であろうが懲戒処分であろうが変らないのですが、被控訴人（都教委）側弁護士はたくみに詭弁をつかってごまかしていこうとしていました（報告会では、参加者の方から、これはまさに「公文書偽装」だと発言があり、みなさんの共感を得ていました）。

被控訴人（都教委）側は、この事件はもう人事委員会から審議していて、地裁でも審議してきたからと、さかんにそのようなことを繰り返して述べ、逃げようとしています。

今回、裁判官も、ここは高等裁判所ですから、地方裁判所とは違って、ある程度、審理の回数も制限されるかのような言い方をしていました。

こちらが証人申請するのは前回、証人としてとりあげてもらえなかった方ですし、はっきりと、虚偽性を主張するといっているのに、それをとりあげないとしたら、真実を解明すべき裁判官の誠意はどこにあるのか、高等裁判所とは、地方裁判所よりもさらに精度の高い審理をすべきところではないのか、と大きな疑問を感じます。

地方裁判所での審理でも納得がいかないから、訴えているのです。

今回、何か、裁判官の姿勢が、早く終わらせてしまおうというように、前回よりも消極的になったように思え、心配になりました。

結局、途中で、3人の裁判官が退席して話し合いをもった模様で、そのあと戻ってきて、次の審理につながり、今日、結審ということになりました。

どうぞみなさん、傍聴をお願いします。裁判官に襟元を正してほしいと願っています。

報告会の様子

審理が終わったあと、傍聴してくださった方の中で報告会に出席できない方もいらっしゃるのので、まず、控え室に集まって、簡単な報告と意見交換を行いました。

「体罰」事件にか関わる被控訴人（都教委）側の理由書の虚偽、その根拠としての事故報告書の虚偽、それに関わる証人尋問請求に対する、被控訴人の逃げの姿勢から、やはり「でっちあげ」処分だったのだと分かったとの発言が語られました。

その他、裁判所前でいつも公正な裁判を求める訴えをしていた方が、小さなやり取りの中で「公務執行妨害」で逮捕されてしまった、何とか救いたいという、別の事件の紹介もありました。

弁護士会館の会議室に移っての報告会にも20数名の方が参加してくださいました。

いつもながら、この裁判や疋田教諭と絡めたご意見のほか、それぞれの経験・実践のお話も、それぞれに深く、本当に学ぶことの多い会合になりました。

年齢、性別、取り組んでいる事件・課題、経験と本当にさまざまなのに、一人ひとりが自分で考えていかなければならない、大きな力に押しつぶされている恐ろしさ、しかしその力を加速させてしまっているのはその恐ろしさから逃げて、他人任せにしている一人ひとりだとうということ、そしてしかし、このような流れを変えていくには、みんなで、楽しく、感性にも訴えながら、連携し、粘り強く運動していく必要がある・・・そんなところがみなさんの一致した見解だったのではないかと思います。

疋田教諭の教え子の方が最後の方で、「ジョニ - は面白い先生だった。いろいろなことをやっていたからごちゃごちゃとものをたくさん抱えた。でも、別の方が話していたように、どこに何があるか分かってすぐ取り出せていた。この裁判に関わりだして、改めてジョニ - をみていると、今や、ジョニ - は活動家。それでもやっぱり、自分のまわりに、今度は人たちだけれど、ここにいらっしゃるみなさんのように、"ごちゃごちゃ"とつながっている。本当に"ごちゃごちゃ"というふうに見えるのだけど、きっとジョニ - はどこに誰がい

るかってこと、ちゃんと説明できるんだろうと思う」と語ってくれました。

この裁判で毎回重ねてきた報告会でのさまざまな出会い、そこでの学びとつながり、その楽しさ、可能性 - 運動的価値が、疋田教諭のユニークな力量と重ねあわされて、自由で、真の通った方々が集い励ましあって歩いていく道のあり方を示唆しているように思いました。

また、もう一人の若い参加者の、「一般の市民が権力から攻撃をうけたらどうすることもできない。それを支える仕事として、自分はこの裁判をきっかけに、弁護士を目指す決意を固めました」という発言に、思わず拍手が沸き起こりました。

裁判官は次の審理で結審ということもありうると、不吉な言葉を語っていました。こちらの証人尋問申請を受け付けない可能性が高いぞと予告しているかのようでした。そこでせっかくできたドキュメンタリ - を何とか急いで生かしていこう。証人尋問をさせるためには、問題に焦点を当てたピラ配りもあると、重慶事件の裁判での成果の紹介もあり、今後の運動にむけて緊張感ある話し合いもありました。

その一方で、久々に報告会に参加された方から、疋田教諭が3年前裁判が始まった当時よりも生き生きとしてきたと語られ、またある自治体で分限免職されたばかりだと緊張して初参加された方を励ます言葉が飛び交い、暖かい、元気のでる報告会となりました。

以下、参加されたみなさんのお話を抜粋・列記してご紹介します。

いずれも、とても味わいのある、またそれぞれのみなさんの体験の重みを感じさせるお話ばかりでした。

- ・ 「体罰」を告発しているという産経新聞が、実は30年前に「体罰」で大問題になった、戸塚ヨットスクールの主催者を、かばうと言うか、持ち上げている。結局信念などなく「体罰」問題を都合よく扱っているだけなのだ。
- ・ 裁判を傍聴しはじめて、理不尽な裁判が多いことに驚いている。
- ・ 東京から民主主義の教育が追い出されている。産経新聞等ででっち上げて、「世論」とデマであおっている。
- ・ 時間をかけないとだめかなあと思っている。
- ・ 疋田先生を解雇した相手側に、何か、執念みたいな「恐ろしさ」を感じる。何がなんでもやめさせようとして、そうすると簡単に辞めさせられてしまうのかと思うと怖い。
- ・ 疋田さんは夜遅くまで、授業等の教育活動の準備に取り組んでいた。担当が理科だから、教材でも立体的なものが多い。かさばるのだ。また、生徒会は、一般にはまじめな生徒が関わるから指導は大変ではないと思われがちだが、本当はとても時間がとられて、生徒といっしょに行う活動で、帰りも遅くならざるを得ない。そこで実際には教員たちは生徒会指導を担当したがるのに、疋田さんは積極的に担当していった。
- ・ この裁判では、被告側の主張は、通勤時間の申告が誤っていて駅からの時間が何分余計だ等々、どうでもいい、つまらないことをついてくる。本当に大事な問題から気をそらせる論じ方だ。そしてそんなくだらない主張をする被告側の主張を支持する判決を出すのだから、裁判の質が低い。
- ・ 自分は14歳で国鉄の「釜炊き」になった。長年組合運動をしてきたけれど、今、改めて、日本の民主主義の問題は、一人ひとりが自分の意志を大事にしないところが問題だと思っている。権力の側はもちろん、反権力の側でも、組織の論理に流れてしまう。自分の頭で考えて行動できない人が多い。

フランスに行って、向こうの労働組合の人たちと交流したことがあるが、向こうで

は労働組合の組織率は高くはないけれど、一人ひとりがしっかり考えて動いている。そして一人ひとりに人権意識が根付いている。だから、学生たちが学費値上げの運動をすれば、学費と直接関係ない労働組合のメンバ - が率先して支援に行く。また、高齢者が年金問題で立ち上がると、若い学生たちもその支援に乗り出す。いつも東京地裁前で、日本の裁判を正すと訴えていた人が、先日、逮捕された。心配だ。裁判の不公正さを訴えていて捕まったのだ。

この裁判については、証人に立ってくれると知っている元教え子のことが、とても大事ごとと思う。

自分はいろいろはっきり物をいうので、批判されるけれども、そして日本では「出る杭は打たれる」とか「寄らば大樹の陰」なんていわれるけど、「杭は打たれるためにあるんだ」といいたい。出なければ何の役にもたたない。

自分は軍国少年だった。敗戦後、「釜炊き」になった。1947年の2.1ストのときは、ストライキに参加するとき、先輩から、ふかし芋をもっていけと激励された。しかし、このゼネ・ストが挫折の始まりだったように思う。井伊弥四郎が「一步前進、二歩後退」といったけれど、そでは前進しないんだ。日本の労働運動はここからおかしくなったんじゃないかとさえ思う。

- ・ 重慶裁判のときに、原告側が申請した証人の一人、早乙女勝元さんに対して、被告の国側が、「害悪」とののしった。原告側はこれを許せないと、撤回を要求し、ビラをまいて、多くの人にこのことを知らせる努力をした。そこでさすがに国もこれを謝罪しなければならなくなり、裁判でも早乙女さんを証人として受け入れることになった。

この裁判でも、証人に立ってくれるという元生徒の方を何としてでも裁判での証人として受け入れてもらうように、追求すべきだ。まさにこの点が、被告側のやり方の問題を明らかにする鍵になる。

- ・ 組織は一つのプ - ルみたいなもので、そこでキラキラ光っていると、叩かれる。

疋田先生も、光っていたから叩かれたのではないか。

自分も若いころは光っていて、それで叩かれた。そこで何とか年金がつくまでは頑張っていて、後は、自分で辞めてしまった。

理不尽な理由で個々かれても、しなやかに、したかかに、たくましくやっていく必要がある。

出来上がった映画を広めて、楽しく闘っていきましょう。

- ・ 自分もパワ・ハラで教職に追い込まれ、休職中も退職を迫られた。だから、疋田さんが当時、どんな風にやられたか、想像がつく。権力によって包囲されたら、本当に自分を失いかねないほどの恐怖に陥られるのだ。事実とは違うことを言われて続ける苦痛。いくら、相手方の嘘を否定しても、「言い訳をするな」という言い方で否定される。そういう中で、まさに「言葉を奪われる」「声をあげることができなくなる」。また、周りでも「おかしい」と思っている人がいても、声を上げず、自分から離れていく。「事実とは違う」と主張するこちらが「おかしい」と見られていく。とりわけ、正義を掲げている組織の中では、まさかあの組織がそんなことをするはずがないとして、その組織に攻撃されていることを訴えても信じてもらえない。組織の暴力とはすさまじい。

疋田さんもまさにそういう状況に追い込まれていたのだと思う。

- ・ 歌のサ - クルで疋田さんに出会った。自分たちのコ - ラスに、伴奏をしてくれた。疋田さんの歌はユ - モラスで、きっと生徒に受けたろうなあと思う。

- ・ 自分も同じ、コ-ラスグル-プの活動の中で、疋田さんと出会った。自分は疋田さんが教師として力があることは分かるが、それを持ち出して、だから解雇は不当という、評価主義にのってしまわないかと懸念している。校長が教え子が言ってもいないことをでっち上げて、報告書を出したということ、そこそ、問題の本質を突いていると思う。多くの校長たちがでっち上げをして、狙いをつけた人たちを陥れている実態が暴かれることになると思う。
- ・ 自分もコ-ラスグル-プのメンバ-。疋田さんのライブに行って、内容がとても面白く、こんな面白い先生はきっと生徒の心を掴んでいただろうと思うと、それなのに研修に送られて、屈辱的だったろうなあと思っている。
疋田さんは歌をつくる力を武器にして、矛盾した世の中をどんどん訴えていってほしい。
- ・ 世の中は単純ではなく、先日、厚生労働省の偽証事件で被害者となった村木元局長が一躍、話題の人となった。しかし、このこの局長は実は、幼保一元化を推し進めた事象だ。偽装事件で被害者だったからといって、その政策がいいとは限らない。冷静な見方が必要だと思う。
- ・ 校長による虚偽の事故報告によって、自分があたかも嘘を述べ、そのことで疋田教諭を解雇処分に貶めることになったかのように、この事件で、取り扱われてしまった、この元生徒こそ、まさに、被害者だと思う。このもと生徒、教え子の人権を尊重するためにも、裁判官はこの教え子が真実を主張できる場を用意すべきだ。この教え子の証人尋問を何としても、させなければならないと思う。
- ・ 自分はジョニ-の教え子で、ジョニ-に教えてもらっていたころは、ジョニ-のことをただ「面白い先生だ」と思っていたのだけれど、この裁判に関わりだしてからは、ジョニ-がただの「面白い先生」だけではなく、活動家として見えてきた
今、この裁判では、そして今この会でも、なんだか本当にごちゃごちゃといろいろな人が集まっていて、その点は、ジョニ-に教えてもらっていたころ、ジョニ-の周りにいろいろなものがごちゃごちゃあったことと重なって見えてくる。これがジョニ-なんだなあって。
- ・ 昨年の夏からこの裁判のことを知って、関わりはじめた。ある日突然、一般人が、こんなふうに、外から理不尽なことを吹っかけられたら、普通ではとても抵抗できないことだと思った。そういう人たちのために何かできないか。そんな思いが強くなって、そこで、まさにこの裁判がきっかけになって、自分は弁護士を目指すことに決めた。

控訴人（疋田）側が証人申請する予定にしている方のお一人は、被控訴人、都教委側が、疋田教諭の処分理由のはじめに掲げ、判決でも、疋田教諭が行った態様について「人権意識」の欠如と強調していた体罰事例で、体罰を受けた元生徒です。疋田教諭がこの体罰を行ってしまったことは事実ですが、その態様については、実際にはない「右拳で3回殴った」ということが書かれています。疋田教諭は、これまでこの点について、「殴っていない」と反論し、当時、体罰を受けたこの元生徒も、東京地裁の審理過程で、この処分理由の記述の虚偽性を訴える「陳述書」を裁判所に提出してくれていました。

ところで、この東京地裁の審理過程でもすでに分かっていたことでしたが、被控訴人（都教委）側がこの事件の根拠とする、小平教育委員会からの「事故報告書」は、校長による当該生徒からの事情聴取の報告をもとにして書かれており、実は、この点にまず虚偽があります。この元生徒は、校長から聞き取り調査をされた覚えはないと主張しているのです。

つまり、校長が当該生徒から直接事情聴取をしたということについて、当該生徒は否定しているのです。校長は地裁の証人尋問でも、原告（疋田）側弁護士からこのことを問われ、自分が事情聴取をしたと述べています。そこで、このとき、原告側弁護士は、今、この法廷の傍聴席にその当該生徒がいるから、急遽、証人尋問してもらえないかと申し出たというエピソードもありました。しかし、当時の裁判官（当時はまだ一人）はこれを、急な申し出なので対応できないと、受付ませんでした（なお、このやり取りは、速記録には残されていません）。

私たち、控訴人（疋田）側は、当該生徒の言葉を信じており、校長が虚偽の報告書をつくっているとみています（従って、地裁でも偽証しているといえます）。当時の教育委員会の報告書では、校長がさらにそのとき別の生徒といっしょに事情聴取をしているとも書かれています。そこで今回、その生徒とは誰かと、被控訴審側に問うていますが、返事はまだありません。

地裁の準備書面では被告（都）側は、「右拳で3回殴った」ということが本当であるかどうかはさておいて、という書き方で、この自らの虚偽に対する、原告、疋田教諭側の批判をかわしてきました。被控訴人（都）側はこの第2回審理でも、今回、それと類似の言い方をしてきました。すなわち、直接本人から事情聴取をしていようがいまいが、「足で顔を踏んだ」ことは事実なのだから、これ以上この「体罰」について詳しく検討する必要はない、というのです。

さらに被控訴人（都教委）側は、「懲戒処分の事案ならともかく、これは分限処分だから、理由の一つひとつをみるのではなく、全体をみるのだ」というのです。

これはまったく酷いごまかしです。

今回の分限免職処分は、一つひとつの理由を複数掲げて、それを集めて、疋田教諭は教師として「不適格」だとしたわけですから、その一つひとつがいい加減で、虚偽、虚偽まがいの理由であれば、「不適格」などといえるはずがないのです。

それらの理由の中でも特に地裁で強調され、大きくとりあげたこの「体罰」事件について、その調査がきちんとなされないばかりか、事実認定の証拠となる文書に現実にはないことがら書き込まれているのです - 本人から事情聴取をしていない校長がその内容を記述し、またそこには本人が述べていないことが書き込まれている - 。

列記された理由の一つでも、その中の一言でも、疋田教諭の行為に対する印象を誇大に悪くすることが書かれているとしたら、それはまさに意図的な虚偽記述であり、うっかりミスをしたなどという類のものではありません。第2回審理後の報告会で、参加者が、悪意をもってなされた「公文書偽造」と表現し、この「公文書偽造」という言葉に、参加したみなさんから多くの共感が寄せられました。

この「偽造」、文書、虚偽が、まさに今回の疋田教諭に下された処分を根拠づける理由の不当性を示す、氷山の一角だということです。

一つひとつの事件・事柄を、嘘をまじえて誇大に記述し、それを理由として、教員として「不適格」と認定してしまう。これは特定の人を陥れるために虚偽を事実認定していくという、処分者側の犯罪行為です。分限処分であろうが、懲戒処分であろうが、凡そ処分においてそのような虚偽行為を理由にあげる、しかも意図的に虚偽を記述することは「犯罪行為」です。

実は、地裁で、被告側（都教委）が出してきた準備書面や、陳述書にもそのような虚偽、曲解、誇大表現があちこちに散りばめられていました。

被控訴人（都教委）側弁護士は地裁で「校長先生が嘘をつくはずがない」とう、権威主義的発言を無自覚に何度も使いました。被告（都教委）側弁護士は、疋田教諭の証人尋問

のときに、「あなたは、校長先生が嘘をついているとでもいいたいのですか」と度々口にして、傍聴席から、あきれたという苦笑があちこちから聞かれるほどでした。そこで、今回も、被告側は聞き直してそのように言うかもしれませんが。

もしそうになったら、処分理由書に書かれた理由の根拠となる事柄を巡って、主張が割れているのですから、この点について、対立し争っているもの同士ではない、第三者として、もと教え子の証人尋問は、裁所が決して断れない事柄であるでしょう。もしこの証人尋問を受け入れないとしたら、裁判所は本当に、片手落ちで、いい加減な審理を行ったと誇られることを免れないでしょう。

準備書面(2)紹介

今回第2回審理では、控訴人側から、準備書面(2)を提出しました。そこでは、足田教諭に対する処分が、全国的な処分事例と比較して、如何に不当に重い処分であったかを、デ-タをもとに立証しました。

まず、分限処分のうち「免職」処分を受けた事例は極めて少なく、そこに「体罰」が理由として掲げられている事例は、足田教諭のが処分された2003年を前後する8年間で、足田教諭の事例、1件すぎません。分限処分の理由に「体罰」を挙げるなどということは、それほど特殊なことなのです。

他方、「体罰」事件についてみるならば、一般に「体罰」事件で教員が処分を受けるのは、懲戒処分です。そこで「体罰」を理由に懲戒処分を受けた教員の処分内容をみても、同じ8年間で、「懲戒免職」を受けた人は全国でも僅かに一人だけです。

「体罰」事件によって懲戒処分を受けた人の88%弱は、「戒告」「減給」にとどまっているのです。さらにまた、「体罰」事件が起こっても、懲戒処分は受けず、「訓告」等にとどまっている人が、懲戒処分を受けた教員数の倍近くに上っています。つまり、「体罰」事件では懲戒処分を受けることだけでもかなり厳しい処分に入り、まして、解雇など極めて稀なケ-スなのです。

そこで、足田教諭が起こした「体罰」事件はそれほど酷いものだったのかどうか、これをこの準備書面では、東京都が公表しているここ1年の処分事例を例にとって比較してみました。そうすると、足田教諭が犯してしまった行為よりもはるかに酷い行為であり、生徒に障害を加えたケ-スであっても、また二度にわたっての酷い「体罰」行為を行ったと認定されているケ-スでも、その処分は「戒告」にとどまっていることが分かりました。

このようにこの準備書面(2)では、きちんとしたデ-タで、足田教諭に対する処分の不公正さを明らかにし、足田教諭に対する「分限免職」処分が如何に差別的処分であったかを立証しています。

準備書面(3)紹介

今回、第3回審理では、控訴人側、足田教諭側からは、さらに準備書面(3)を提出しました。

人事委員会、地方裁判所と、東京都側は、足田教諭が研修で学んだ表明していることを、嘘だと決めつけ、足田教諭は「研修」で成果を上げていないと主張し続けています。足田教諭が、「研修」前には自分が行った行為を「体罰」とは思っていなかったと述べていることを、嘘だと決め付けているのです。そして地裁の裁判官もこれに同調しました。

また、地裁の裁判官は、ただ、足田教諭の行為を「人格の否定」の野蛮な行為と、学校での「体罰」の広がり状態を全く理解せずに、極めて軽率で、平板な理解のもとに結論づけました。

今回の準備書面(3)では、この裁判官の学校現場についての認識を改めてもらうため

に、学校での「体罰」に関する研究蓄積をもとに、その説明を行いました。

今なお、学校では「体罰」が行われています。法律で禁止されていてもなお、そのような状態がなくなりません。そこには実は、誤った教育指導論が根強くあるのです。そしてそのような誤った教育指導論を招き入れてしまいかねないような問題を、「学校」という制度が、また、生徒を指導するという教育活動の難しさ、とりわけ、今日の時代状況に規定された問題が存在しているのです。

疋田教諭は決して嘘を行っているのではないし、また疋田教諭がかつて、「体罰」を行ってしまった当時、それを「体罰」とは考えていなかったという事情は、決して、疋田教諭に特殊な事情ではないのです。

そこでこのような困難を克服し、「体罰」を真に失くすためには、「体罰」を覆い隠さず、学校全体で、起こってしまった事件について、一つひと、生徒と教師が話し合いながら、克服し、「体罰」が起こらない学校、生徒と教師の関係をつくっていく必要があることを、すぐれた「体罰」研究は論じています。そのような課題認識が研究的に蓄積されてきているのです。

このことを踏まえるなら、疋田教諭の事件では、管理職が、そのような方法とはまったく逆に動いたことがよく分かります。一見、「体罰」を克服するのだという姿勢をアピールし、疋田教諭の起こしてしまった「体罰」についてはマスコミにも大きく公表しました。しかし、地裁での審理で明らかにされたように、管理職は、疋田教諭の「体罰」だけを広く公表し、その他のものはむしろ、隠したのです。さらにまた、疋田教諭の「体罰」事件についても、一見、公開したかのようにみえて、実は、疋田教諭には何も語らせず、最も大事なとどである、教員と生徒たちとの話し合いを組織しなかったのです。保護者に対しても、校長を通じての一方的な説明に終始し、疋田教諭には一切語らせなかったのです。疋田教諭が生徒たち、同僚の教員たち、保護者たちとこの問題について話し合う、つくらなかつた。説明する機会を求めていた疋田教諭をむしろ、生徒たちや同僚たち、保護者たちから引き離し、逆に、対立するようにあおっていたのです。

つまり、「体罰」を克服するという「言葉」とは裏腹に、むしろ、「体罰」を陰湿に温存させ、「体罰」撲滅というキャンペーンを悪用して特定教員攻撃を攻撃するという、まさに温存した「体罰」を、ある場合には事件として道具にし、教員を支配するという、極めて悪質な教員管理に繋がっていたのです。この悪質性が、研究蓄積に対比させて浮き上がってきました。

「体罰」研究、学校研究の蓄積を踏まえることで、学校での「体罰」の現状を説明し、す被告側の主張の欺瞞性を明らかにするだけでなく、被告側の「体罰」問題に対する姿勢の悪質性さえも暴くものとなりました。

このように、立証した準備書面(2)(3)は、誠実な裁判官の方々の心には、きっと届くはずで、そのことを信じ、願っています。

日本は法治国家であり、まさに裁判官は、法のもとの平等、そして真実がどこにあるかを追究する義務を、その仕事として負っているわけですから、どんな思想信条においても、その責務は貫くべきです。

なお、準備書面(2)はすでにホムペにアップしました。

準備書面(3)も、第3回審理が終わりしだいホムペにアップしますので、どうぞご覧になってください。

ドキュメンタリ - 映画「『不適格教師』の烙印を押された男、ジョニーカムバック」

完成試写会

すでに前回ニュー・スでご紹介しました、この裁判のドキュメンタリ - 映画『『不適格教師』の烙印を押された男、ジョニーカムバック』の完成試写会が、先日、12月17日に、**琉球センター「どったっち」**<http://map.rakuten.jp/spot/141763> (JR山手線 駒込駅下車) TEL 03-5974-1333 で行われました。

満席で立ち見ができるほどの熱気の中、映画が上映されました。「分かりにくい」とされてきたこの裁判、事件の構造、そして疋田教諭に対する処分の不当性が、非常に良く分かったという多くの感想とともに、ひどい事件、ひどい処分だけれど、映画全体をみていると優しい気持ちになったという声も聞かれました。恐らく、疋田教諭の、中学校での楽しい実践の様子、それを受け止めていた生徒やもと同僚の方々の、思い出を語るその様子が、そういう気持ちにさせてくれたのでしょう。

映画の中で、「今の教員は言葉を失っている」という名セリフを語ってくださった河原井先生もこの試写会にご参加くださり、「1970年代には疋田先生のような、熱心に、自由に、生き生きと教育実践取り組む先生たちがたくさんいた。疋田先生はそれをずっと続けてきたんですね。今はみんな、型にはまった同じような「教員」になるように仕向けられてしまっている」と発言されていらっしやいました。

映画鑑賞の後は、疋田教諭が、ギタ - とバンジョ - を弾きながら、笑いと涙のライブ・コンサ - トを展開。

その後は、美味しい沖縄料理をほうばりながら、レイバ - ネットみなさんの、やさしく愉快的語り合いに、加えて、さらにユニ - クな方々も加わって、またもや「ごちゃごちゃ」と、楽しい懇親会になりました。

今後上映会&ライブを行っていきます。当面、決まっている予定は以下のとおりです。是非、ご参加ください。この裁判のこと、この事件の問題性が、楽しく分かることと思います。また、今、学校で起きている問題の本質が、よりよく分かると思います。

「ジョニーカムバック」上映会&ジョニーH コンサート

2011年1月14日(金)午後7時～ 1000円

場所:エデュカス東京(地下鉄有楽町線 麹町、JR市ヶ谷駅、JR四ツ谷駅)

エデュカス東京の場所 <http://www.zenkyo.biz/map.html> tel03-5210-3511

2010年1月29日(土)

場所:東久留米市立西部地域センタ - (西武新宿線「花小金井」駅下車 バス)

<http://www.city.higashikurume.lg.jp/kensaku/citygaide/sinai/sinai03-1.htm>

.....
この裁判のことを多くの方に、分かりやすく伝えるために、このドキュメンタリ - の上映会を各地で開催したいと考えています。上映会の企画をしてくださる方がいらっしやいましたら、是非、ご連絡ください。

よろしく申し上げます。

次回第3回控訴審は 2010年12月21日(火)午後1時半から、

東京高等裁判所 第824号法定です。是非、傍聴してください。

このあと午後2～4時、弁護士会館5階、502号室で報告会も行います。

こちら是非、報告会にご参加ください。ともに語り合いましょ。

東京高裁向けに、新たにはじめた署名活動は、すでに 863 筆を越えました。
ありがとうございます。

この数の多さは、足田教諭に対する処分が異常であることを多くの方が認めてくださっている証拠であり、裁判官に是非、受け止めていただきたいと思えます。

署名はまだまだ続けます。是非、みなさま、周りの方に声をかけて、署名にご協力いただければ幸いです。

新しい「陳述書」(裁判所提出用)、激励メッセージ(ホームページに掲載させてください)なども、改めて、是非、是非、お願いいたします。「陳述書」の書き方は、裁判ニュース No.2 (ホームページ掲載)をご参照いただき、宛名を東京高等裁判所 裁判官宛にいただければ、その他は同じ書式で大丈夫です。

編集後記

裁判官の方々の第 2 回審理での対応がとても心配です。多くの方々が語っているように、真実を明らかにするためには、裁判官の方々は権力におもねることなく、地方裁判所の段階では尽くせなかった審理を尽くしてください。自ら、証人に立つという方々いらっしゃるのです。これをもし受け入れないのなら、一体なんのための裁判であり、何のための裁判官なのでしょう。

誠実に事件に向き合ってほしいと、心から願います。

そして多くの方々に訴えたい。

どうぞ偏見を持たずに、自分の頭と、心と、感性を信じて、この事件を見つめてください。こんな理不尽なことがあってよいはずはないのです。

今後ともよろしくご支援をお願いいたします。

足田教諭分限免職取消訴訟支援の会(ジョニーの会) 事務局 荒井容子

事務局 eメール yfe12833@nifty.co

支援の会のホームページ

<http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>

カンパは以下にお願いします。

郵便振替口座名 足田教諭分限免職取消訴訟支援の会 別名 ジョニーの会

口座番号 00110-0-595335

他の金融機関から送金する場合

金融コード 9900 店番 019 店名 〇一九店(セ'ロイチキウ店)

預金種目 当座 口座番号 0595335

カナ氏名(受取人名) ヒキタ'キョウユフ'ンゲ'ンメンシヨクトリケシシヨウシエン

[ジョニーの会の支援ホームページ](http://www.geocities.jp/coolunglasse/hiki/channel-top.html) 支援者の方による支援ホームページは
<http://www.geocities.jp/coolunglasse/hiki/channel-top.html>

リンクを貼ってくださっている

レイバーネットのホームページは <http://www.labornetjp.org/>